

# 宿泊施設 感染症拡大予防対策

## 宿泊施設利用上の対策

- ・各宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施を励行して頂きます。（空調装置・窓やドア開放による換気、施設・客室・お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
- ・従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底して頂くように要請致します
- ・食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本として頂きます。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼致します。  
※食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。
- ・館内の設備・売店等を利用するに当たり、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底して頂きます。（場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む）
- ・感染が疑われるお客様が発生した場合は、速やかに情報共有して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等を実施頂きます。

